対象受検機関:公益財団法人 日本センチュリー交響楽団

#### 事務事業の概要

1 公益財団法人日本センチュリー交響楽団(以下「楽団」という。)は、財団法人大阪府文化振興財団(以下「旧財団」という。)が平成23年度に大阪府から自立化し、公益財団法人へ移行した法人である。

府は、旧財団に対する府の出捐金20億円については、移行後の楽団が大阪府での演奏活動に軸足をおきつつ、今後も引き続き大阪府域での社会貢献活動を継続し、また、新たに府民向けの名曲コンサートを実施することなどから、指定正味財産「管弦楽振興事業積立資産」とし、運営財源として活用することを了承している。(平成22年12月1日「財団法人文化振興財団の基本財産の活用について(回答)」)

2 特定資産「管弦楽振興積立資産」の残高及び内訳

平成23年度までは、特定資産の大半を満期保有目的の債券として、大阪府公募公債・政府保証債券等元本保証の有価証券で運用していたが、平成24年度以降運用方針を変更し、売買目的有価証券に運用対象を切り替えている。

平成25年度末においては、府の出捐金を原資として積み立てられた特定資産「管弦楽振興積立資産」14億円のうち、12億円が売買目的の仕組債で運用されており、特定資産関係の損益は、以下のとおりである。

(単位:円)

	旧財団		楽団	
管弦楽振興積立資産	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末
普通預金	16, 608, 000	142, 208, 000	294, 028, 000	144, 940, 000
債券				
満期保有目的債券(原価法)	1, 983, 392, 000	1, 717, 792, 000	_	_
売買目的債券 (時価法)		_	1, 483, 567, 502	1, 256, 625, 600
合計	2,000,000,000	1, 860, 000, 000	1, 777, 595, 502	1, 401, 565, 600

(単位・円)

				(+ L. · 1 1)
	旧財団		楽団	
	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末
期末評価損益	112, 089, 300	104, 850, 413	17, 595, 502	△ 49, 214, 400
仕組債(期末評価額)	0	99, 200, 000	1, 483, 567, 502	1, 256, 625, 600
仕組債(銘柄数)	0	1	10	11
その他債券(期末評価額)	2, 095, 481, 300	1, 723, 442, 413	0	0
その他債券(銘柄数)	5	4	0	0

\*特定資産関係の掲

は、正味財産増減計算書とり)

(単位・円)

<u>・付足貝座関係の頂盆(エ</u>	. 怀別 生	すみ サナーニーニー		( <u> </u>	
	旧財団		楽団		
	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末	
受取利息	2, 116, 551	42, 312, 260	24, 738, 449	36, 444, 244	
評価損益	_		21, 175, 502	△ 49, 494, 400	
売却損益	_		129, 980, 760	$\triangle$ 2, 495, 502	
合計	2, 116, 551	42, 312, 260	175, 894, 711	$\triangle$ 15, 545, 658	
*上記の特定資産には、「管弦楽振興積立資産」の他「西田基金積立資産」も含まれる。					

検出事項

1 翌事業年度の資金運用の執行方針及び計画の案につ

いては、「資金運用執行責任者が策定し、理事長の承認を得た上で、予算編成を審議する理事会において、審議し議決すること」及び「理事会が定時評議委員会において報告すること」(資金運用規程第5条、第7条)とされているが、執行方針及び計画案が策定されていない。なお、楽団によると運用の方針に関する理事長の承認、予算理事会での審議・議決、評議員会での報告は、口頭で実施しているとのことだが、重要事項であるにもかかわらず、議事録に記載がなく、十分な審議が実施されているか否か不明である。

2 売買目的有価証券の中には一見してリスクが理解し づらいものや時価の変動の大きい商品も含まれている が、現在、個々の商品について、管理台帳は作成されて いるもののリスク内容について明記されたものはない。 また毎月の時価情報を入手しておらず、取得価額と時価 を比較できない状況にある。

# 監査の結果

# 【改善を求めるもの(意見)】

事業年度毎の資金運用方針及び計画 案を策定するとともに、商品のリスクや 運用経過について、適時に理事会・評議 員会に報告し、十分な審議及びチェック を行ったうえで、これを議事録に記載す ることで、法人のガバナンス機能の拡 充、意思決定過程の明確化を図られた い。

また、楽団として適時に運用内容を把握できてお

らず、不測の事態に対応できない恐れが あることから、商品別にリスク内容を明 らかにするとともに、取得価額と時価を 比較できるように資料を整備されたい。 3 資産運用に関する規程・指針等 楽団の資金運用規程【抜粋】

第3条 資金運用の対象 資金運用の対象は、次のとおりとする。

- (1) 預金・貯金
- (2) 国債
- (3) 地方債
- (4) 政府保証債
- (5) 特別の法律により法人の発行する債券
- (6) 事業債
- (7) 金融債
- (8) 円建外債またはユーロ債
- (9) その他、理事会が承認した運用対象

### 第5条 理事会の職務

- 1 理事会は翌事業年度における予算編成を審議する理事会において、第7条に 規定する資金運用の執行方針及び計画案を審議し議決する。
- 2 理事会は定時評議委員会において、前年事業年度における資金運用の経過及 び当事業年度における資金運用の執行方針及び計画を報告するものとする。臨 時評議委員会においても必要と理事会が判断する場合は同様とする。

#### 第6条 理事長の職務

- 1 理事長は理事会の承認を得て、理事の中から資金運用執行責任者を任命することができる。
- 2 理事長は資金運用執行責任者を監督し、随時報告を求め必要に応じて適切な指示をしなければならない。

#### 第7条 資金運用執行責任者の職務

- 1 資金執行責任者は、翌事業年度における資金運用の執行方針及び計画の案を予算編成の理事会までに策定し、理事長の承認を受けなければならない。
- 2 資金運用執行責任者は、資金運用状況及びその結果について把握しなければならない。(以下略)

# 措置の内容

# (資金運用方針案について)

平成27年2月24日開催の理事会において、計画案を含めた資金運用執行方針を審議し承認の議決をした。今後も経済状況に応じ資金運用執行方針案を毎年度見直し、予算編成を審議する 理事会において審議し議決することとし、平成27年6月3日開催の理事会では4・5月分の運用実績報告を行った。

## (議事録への記載について)

運用する商品のリスクや経過報告は従前から毎理事会において行っていたが、議事をより正確に記録するようにした。

## (取得価額と時価の比較について)

平成27年1月より、保有している全ての証券の時価情報を毎月末、証券会社に提出させ、取得価額と時価を比較できるようにした。

また、その情報に基づき、管理台帳上の時価を最新の情報に更新するよう、フォーマットを修正するとともに、リスク内容が記載された目論見書は適切にファイリング、保管をし、必要な時に即確認できる状態にしている。